○国土交通省・環境省令第一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第四十二条第一項第二号の規定に基づき、浄化槽設備士に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月二十八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　山口　壮

浄化槽設備士に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令

浄化槽設備士に係る講習等に関する省令（平成十三年国土交通省環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（受講申請） **第三条**　講習を受けようとする者は、受講申請書に次に掲げる書類を添付して、これを指定講習機関に提出しなければならない。 一　（略） 二　申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの 三　（略）	（受講申請） **第三条**　講習を受けようとする者は、受講申請書に次に掲げる書類を添付して、これを指定講習機関に提出しなければならない。 一　（略） 二　申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三・五センチメートル、横の長さ三センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの 三　（略）

附　則

この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。

○環境省令第二号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第四十五条第一項第二号の規定に基づき、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月二十八日

環境大臣　山口　壮

環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（受講の申請） **第四十四条**　（略） 一　申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの二枚 二　（略）	（受講の申請） **第四十四条**　（略） 一　申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三・五センチメートル、横の長さ三センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの二枚 二　（略）

附　則

この省令は、令和四年十二月二十八日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―二四（通勤手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年二月二十八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―二四―一七

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準） **第六条・第七条**　（略） **第八条**　給与法第十二条第二項第一号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 一　定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ　ロに掲げる場合以外の場合　通用期間を支給単位期間（給与法第十二条第八項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額 ロ　使用する定期券の通用期間が六箇月を超える場合　人事院の定める額 二・三　（略） 2　（略）	（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準） **第六条・第七条**　（略） **第八条**　給与法第十二条第二項第一号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 一　定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等　通用期間が支給単位期間（給与法第十二条第八項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額 （新設） 二・三　（略） 2　（略）